柳井市分別収集計画

令和４年６月

柳　井　市

目　　　次

１　計画策定の意義･･ 1

２　基本的方向･･ 1

３　計画期間･･ 1

４　対象品目･･ 1

５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）･････････････ 2

６　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第８条第２項
第２号）･･ 2

７　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る
分別の区分（法第８条第２項第３号）･･ 3

８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第２条
第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第８条第２項第４号）･･････････ 4

９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第２条
第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法････････････････････････････ 5

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）･････････････････ 5

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）･･･････････････ 6

12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項･･････････････････････････････ 8

≪特記事項≫･･ 9

柳井市分別収集計画

令和４年６月

１　計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第８条に基づき、一般廃棄物の内、再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物の分別収集と地域における容器包装廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となった積極的な取組が行われるよう策定したものである。

本計画に掲げられた施策の展開によって、容器包装廃棄物の３Ｒを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を目指すものである。

２　基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
・すべての関係者が一体となった取組による、環境負荷の少ない循環型社会の構築
・廃棄物の適正処理及び地域の環境保全の推進

３　計画期間

本計画の計画期間は、令和５年４月を始期とする５年間とし、３年ごとに改定する。

４　対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）

（単位：ｔ）

		５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
金属	スチール製容器	91	90	89	87	86
	アルミ製容器	169	167	165	162	160
ガラス	無色のガラス製容器	104	103	101	100	99
	茶色のガラス製容器	196	192	190	187	184
	その他の色のガラス製容器	130	129	127	125	123
紙類	飲料用紙容器	65	64	63	62	62
	段ボール	469	463	456	450	443
	その他の紙製容器包装	326	321	317	312	308
プラスチック	ペットボトル	274	270	266	262	259
	白色トレイ	39	39	38	37	37
	その他のプラスチック製容器包装（白色トレイを含まない）	1,056	1,041	1,026	1,012	997
容器包装廃棄物全体		2,908	2,866	2,826	2,785	2,746

６　容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力及び連携を図ることが重要である。

（１）柳井市廃棄物減量化・再生利用推進協議会

市民団体・消費者関係、販売・小売業者関係、行政等で組織し、ごみの減量化・再生利用を効果的に推進するため、再生利用に係る実態把握、今後の推進方策に関する意見等を求める。

（２）環境衛生推進員

各自治会に１人の環境衛生推進員を委嘱し、地域における自主的・組織的な活動として環境美化活動を行うとともに、ごみの減量化・資源化推進のため、地域住民にごみ出しルールの徹底や分別排出の指導及び啓発活動を行う。

（３）資源ごみの回収推進事業

生活環境の保全とごみの減量化及び資源の有効利用に資するため、自治会、ＰＴＡ、子供会、老人クラブ等営利を目的としない団体が、再利用又は再生利用が可能な資源ごみを回収し、回収業者に売却あるいは引き取らせることに対し奨励金を交付する。また、回収業者が前述の団体から資源ごみを買い取りあるいは引き取る場合においても奨励金を交付する。

（４）環境教育・啓発活動

学校や地域社会における環境教育、ごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

（5）分別収集推進活動

分別収集の促進を図るため、各自治会に委託し、分別収集指導員による収集場所における分別の指導を行う。

（6）販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用を削減する。

7　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ― 無色のガラス製容器 ― 茶色のガラス製容器 ― その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第２条第６項に規定する主務省令で定める物と量の見込み（法第８条第２項第４号）

（単位：ｔ）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	41		41		40		39		39	
主としてアルミ製の容器	35		34		34		33		33	
無色のガラス製容器	(合計) 59		(合計) 58		(合計) 57		(合計) 56		(合計) 55	
	(引渡量) 59	(独自処理量) 0	(引渡量) 58	(独自処理量) 0	(引渡量) 57	(独自処理量) 0	(引渡量) 56	(独自処理量) 0	(引渡量) 55	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 116		(合計) 115		(合計) 113		(合計) 111		(合計) 110	
	(引渡量) 116	(独自処理量) 0	(引渡量) 115	(独自処理量) 0	(引渡量) 113	(独自処理量) 0	(引渡量) 111	(独自処理量) 0	(引渡量) 110	(独自処理量) 0
その他の色のガラス製容器	(合計) 78		(合計) 77		(合計) 76		(合計) 75		(合計) 74	
	(引渡量) 78	(独自処理量) 0t	(引渡量) 77	(独自処理量) 0t	(引渡量) 76	(独自処理量) 0	(引渡量) 75	(独自処理量) 0	(引渡量) 74	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	140		138		137		134		132	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 40		(合計) 40		(合計) 39		(合計) 39		(合計) 39	
	(引渡量) 40	(独自処理量) 0	(引渡量) 40	(独自処理量) 0	(引渡量) 39	(独自処理量) 0	(引渡量) 39	(独自処理量) 0	(引渡量) 39	(独自処理量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0
（うち白色トレイ）	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0

９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みを、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率をかけた数値で算出した。

なお、人口変動率は、平成 29 年度から令和 4 年度の 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口の動向を勘案し、次のとおり設定した。

5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
29,928 人 （対前年度比） 98.54%	29,491 人 （対前年度比） 98.54%	29,060 人 （対前年度比） 98.54%	28,636 人 （対前年度比） 98.54%	28,217 人 （対前年度比） 98.54%

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

分別収集は、現行の収集体制の他、民間委託により行う。

容器包装廃棄物の種類		収集にかかる分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による定期収集	民間業者
	アルミ製容器		資源ごみ集団回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市又は委託業者による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	紙パック	資源ごみ集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	委託業者による定期収集	民間業者
			資源ごみ集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	市

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

ガラスびんとペットボトルについては、当市の不燃物処理場で分別及び選別を行い、缶類については、民間に委託して選別を行っている。当面は、現行の収集・中間処理体制を維持する。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	２ｔダンプ車	民間業者（選別、圧縮、保管施設）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋	２ｔごみ収集車	柳井市不燃物処理場（選別、保管施設）
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙容器	紙パック	切り開いて乾燥させて紐で十字に縛る	２ｔ又は ４ｔダンプ車	民間業者（選別、保管施設）
段ボール	紙類	紐で十字に縛る	２ｔ又は ４ｔダンプ車	民間業者（選別、保管施設）
ペットボトル	ペットボトル	網かご	２ｔごみ収集車	柳井市不燃物処理場（選別、保管施設）

分別収集に必要な施設計画

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考
【排出段階】				
１ 排出容器				
１ 袋	a 缶類（スチール缶、アルミ缶混合）	現行の収集方法を活用する ・各家庭から排出されたものを、委託により収集し、民間業者へ運搬する	市	
	b びん類（無色、茶、その他混合）	現行の収集方法を活用する ・びん類、ガラス・残灰・陶器類、乾電池の３種類に分別し、別々の袋で排出されたものを、市又は委託業者により収集し、不燃物処理場へ運搬する	市	
２ 紐で十字に縛る	c 紙パック d 段ボール	現行の資源ごみの集団回収を活用する ・市内各地域で実施されている資源ごみ回収の紙類として、収集する	回収実施団体	
３ 網かご	e ペットボトル	資源ごみステーションの排出量に応じた個数を設置、委託業者により収集	市	

２　集積場所				
１ ステーション ２ 集団回収ごみ集積場所	a 缶類（スチール缶、アルミ缶混合） b びん類 e ペットボトル c 紙パック d 段ボール	従来の不燃ごみのステーションを利用する 資源ごみのステーションを活用 回収実施団体が集団回収ごみを集積するために一時的に定める場所	地元利用者 回収実施団体	
【運搬段階】				
１ 専用車両				
１ ２ｔダンプ車 ２ ２ｔ ごみ収集車 ３ ２ｔ 又は４ｔダンプ車	a 缶類（スチール缶、アルミ缶混合） e ペットボトル b びん類（無色、茶、その他混合） c 紙パック d 段ボール	収集委託業者所有の車両を利用 数量：１台 市又は委託業者所有の車両を利用 数量：５台 資源ごみの引取業者の車両を利用	民間業者 市又は市委託業者 民間業者	
【中間処理段階】				
１ 中間処理施設				
１ 選別・圧縮施設 ２ 手選別施設 ３集団回収ごみ選別施設	a 缶類（スチール缶、アルミ缶混合） e ペットボトル b びん類（無色、茶、その他混合） c 紙パック d 段ボール	民間業者所有の磁気選別機と手選別により、スチールとアルミに選別する 柳井市不燃物処理場に設置した圧縮減容機により処理 柳井市不燃物処理場の手選別施設でパート職員５人により色別に選別する 民間業者にて集団回収ごみを品目別に選別する	民間業者 市 市 民間業者	
【保管施設】				
１ 保管施設				
１ ストックヤード	a 缶類（スチール缶、アルミ缶混合） b びん類（無色、茶、その他	民間業者所有のストックヤードに保管する 柳井市不燃物処理場のストックヤードに保管する	民間業者 市	

	混合） c 紙パック d 段ボール e ペットボトル	民間業者所有のストックヤードに保管する 柳井市不燃物処理場のストックヤードに保管する	民間業者 市	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

（1）本市の廃棄物行政のあり方や推進方策等について、市民及び行政が一体となって協議し、循環型社会を推進するため、柳井市廃棄物減量化・再生利用推進協議会を開催し、容器包装の分別収集の円滑かつ効率的な推進を図る。

（2） 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、引き続き奨励金の交付を継続していく。

《特記事項》

1　分別収集状況

本市では、可燃ごみ（燃やせるごみ）、資源ごみ（缶・金属類、びん、ペットボトル、紙類）、不燃ごみ（埋立ごみ）、その他のごみ（乾電池）、粗大ごみの８種について分別収集を行っている。

また、市民団体による集団回収ごみ（新聞、雑誌、段ボール、布、アルミニウム）については、分別推進活動が定着しているが、平成 12 年度からはペットボトル、平成 13 年度からは紙類の定期収集も行っている。

当市における分別収集状況を図 1-1 に示す。

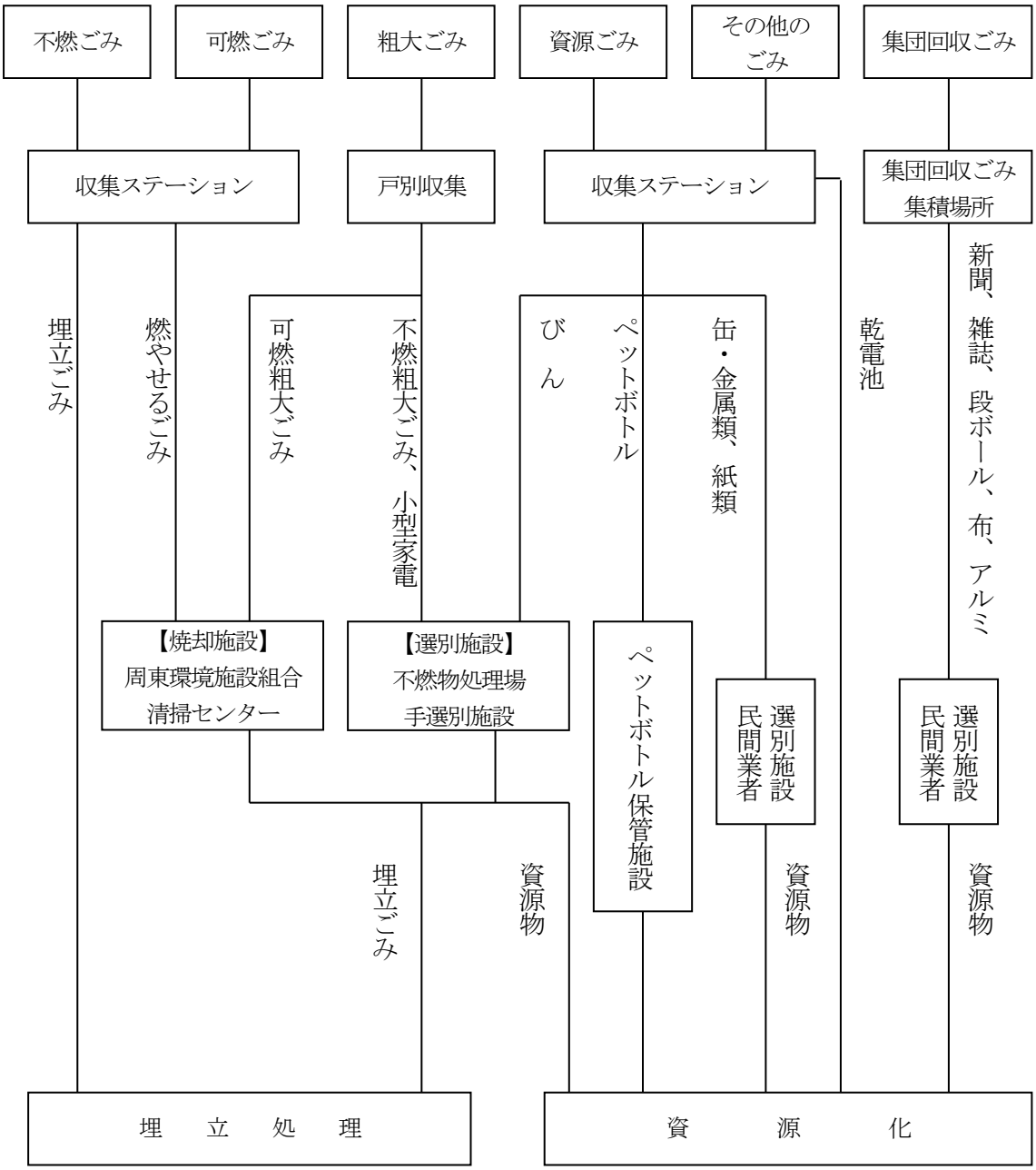

図 1-1　　分別収集フロー

２　容器包装廃棄物排出の見込み量算定の考え方

本市におけるごみ排出量の見込み（粗大ごみを除く）は、令和３年度の収集実績に人口変動率を乗じて推計した。

なお、容器包装廃棄物の組成調査は実施していないため、「市町村分別収集計画作成の手引き（十訂版）」（環境省、令和４年５月）の表 2-3-1「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」の平均値を用い、びん類の色別の量のみ本市の排出実績の割合を用いて推計した。

◎　収集ごみ量と直接搬入ごみ量（粗大ごみを除く）

ごみ排出実績（平成 28～令和３年度）

（単位：t）

	可燃ごみ	不燃ごみ	計
28 年度	12,281	1,750	14,031
29 年度	11,840	1,686	13,526
30 年度	11,372	1,616	12,988
元年度	11,361	1,690	13,051
２年度	11,000	1,786	12,786
３年度	10,876	2,541	13,417

ごみ排出量見込み（令和４～9 年度）

（単位：t）

	可燃ごみ	不燃ごみ	計
４年度	10,721	2,505	13,226
５年度	10,569	2,469	13,038
６年度	10,419	2,434	12,853
７年度	10,271	2,400	12,671
８年度	10,125	2,366	12,490
９年度	9,981	2,332	12,313

容器包装廃棄物排出見込み量

（単位：ｔ）

	スチール 0.7%	アルミ 1.3%	ガラス（びん） 3.3%	飲料用紙容器 0.5%	段ボール 3.6%	その他紙製容器包装 2.5%	ペットボトル 2.1%	白色トレイ 0.3%	その他プラ製容器 8.1%	容器包装全体 22.3%	収集ごみ全体 100.0%
５年度	91	169	430	65	469	326	274	39	1,056	2,908	13,038
６年度	90	167	424	64	463	321	270	39	1,041	2,866	12,853
７年度	89	165	418	63	456	317	266	38	1,026	2,826	12,671
８年度	87	162	412	62	450	312	262	37	1,012	2,785	12,490
９年度	86	160	406	62	443	308	259	37	997	2,746	12,313

◎自家処理ごみ量、集団回収資源化量、紙類ステーション回収量

ごみ排出量見込み

（単位：ｔ）

	自家処理ごみ量	集団回収資源化量	紙類ｽﾃｰｼｮﾝ回収量	計
５年度	0	357	122	480
６年度	0	352	121	473
７年度	0	347	119	466
８年度	0	342	117	459
９年度	0	337	115	452

集団回収資源化量中の容器包装廃棄物別排出見込み量

（単位：ｔ）

	段ボール	アルミ	その他 集団回収 ごみ	計
5年度	116	7	234	357
6年度	114	7	231	352
7年度	113	7	227	347
8年度	111	7	224	342
9年度	109	7	221	337

紙類ステーション回収の種類別見込み量

（単位：ｔ）

	新聞紙	雑誌	段ボール	計
5年度	64	34	24	122
6年度	63	34	24	121
7年度	62	33	24	119
8年度	61	33	23	117
9年度	60	32	23	115

全ごみ（粗大ごみを除く）の中の容器包装廃棄物排出見込み量

（単位：ｔ）

	スチール	アルミ	ガラス（びん）	飲料用紙容器	段ボール	その他紙製容器包装	ペットボトル	白色トレイ	その他プラ製容器	容器包装全体	収集ごみ全体
5年度	91	176	430	65	609	326	274	39	1,056	3,066	13,518
6年度	90	174	424	64	601	321	270	39	1,041	3,024	13,326
7年度	89	172	418	63	593	317	266	38	1,026	2,982	12,136
8年度	87	169	412	62	584	312	262	37	1,012	2,937	12,949
9年度	86	167	406	62	575	308	259	37	997	2,897	12,765

３　分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び主務省令で定める物の見込み量の算定の考え方

◎ガラス（びん）の収集量と資源化量

ガラス（びん）の特定分別基準適合物の量は、令和３年度の収集実績に人口変動率を乗じて推計した。

また、びん類の色別の量については、平成 29 年度から令和 3 年度までの色別資源化率（無色：23.4%、茶色：45.8%、その他：30.8%）を用いて推計した。

実績（平成 29～令和３年度）

（単位：ｔ）

	収集量	資源化量
29 年度	329	277
30 年度	303	261
元年度	348	307
2 年度	329	277
3 年度	303	261

見込み量（令和 5～9 年度）

（単位：ｔ）

	収集量	資源化量
5 年度	294	253
6 年度	290	250
7 年度	286	246
8 年度	282	242
9 年度	277	239

特定分別基準適合物の内訳（令和 5～9 年度）

（単位：ｔ）

	無色	茶色	その他
5 年度	59	116	78
6 年度	58	115	77
7 年度	57	113	76
8 年度	56	111	75
9 年度	55	110	74
平均	23.4%	45.8%	30.8%

◎スチール缶及びアルミ缶

スチール及びアルミの量については、令和３年度の収集実績にアルミは集団回収分を加えて人口変動率を乗じて推計している。

スチールの量

（単位：ｔ）

	排出量	収集量
5 年度	91	41
6 年度	90	41
7 年度	89	40
8 年度	87	39
9 年度	86	39

アルミの量

（単位：ｔ）

	排出量	収集量
5 年度	176	35
6 年度	174	34
7 年度	172	34
8 年度	169	33
9 年度	167	33

◎紙パック及び段ボール

紙パックの量については、集団回収分に人口変動率を乗じて推計し、段ボールの量については、集団回収分及び紙類ステーション回収の見込み量から算出している。

（単位：ｔ）

	紙類集団回収ごみ収集量			紙類ステーション回収量		段ボール収集量計
		うち紙パック収集量	うち段ボール収集量		うち段ボール収集量	
5年度	348	1	116	122	24	140
6年度	343	1	114	121	24	138
7年度	338	1	113	119	24	137
8年度	333	1	111	117	23	134
9年度	328	1	109	115	23	132

◎ペットボトル

ペットボトルの量については、令和3年度の収集実績に人口変動率を乗じて推計した収集量に、平成29年度から令和3年度までの資源化率の平均（93.9%）を乗じたものとしている。

（単位：ｔ）

	収集量	資源化量
29年度	44	41
30年度	43	42
元年度	47	39
2年度	42	43
3年度	44	42

（単位：ｔ）

	収集量	資源化量
5年度	43	40
6年度	43	40
7年度	42	39
8年度	41	39
9年度	41	39
	平均	93.9%